

(※) メディカル・マスターは、長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約のいずれかをセットした事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）のペットネームです。

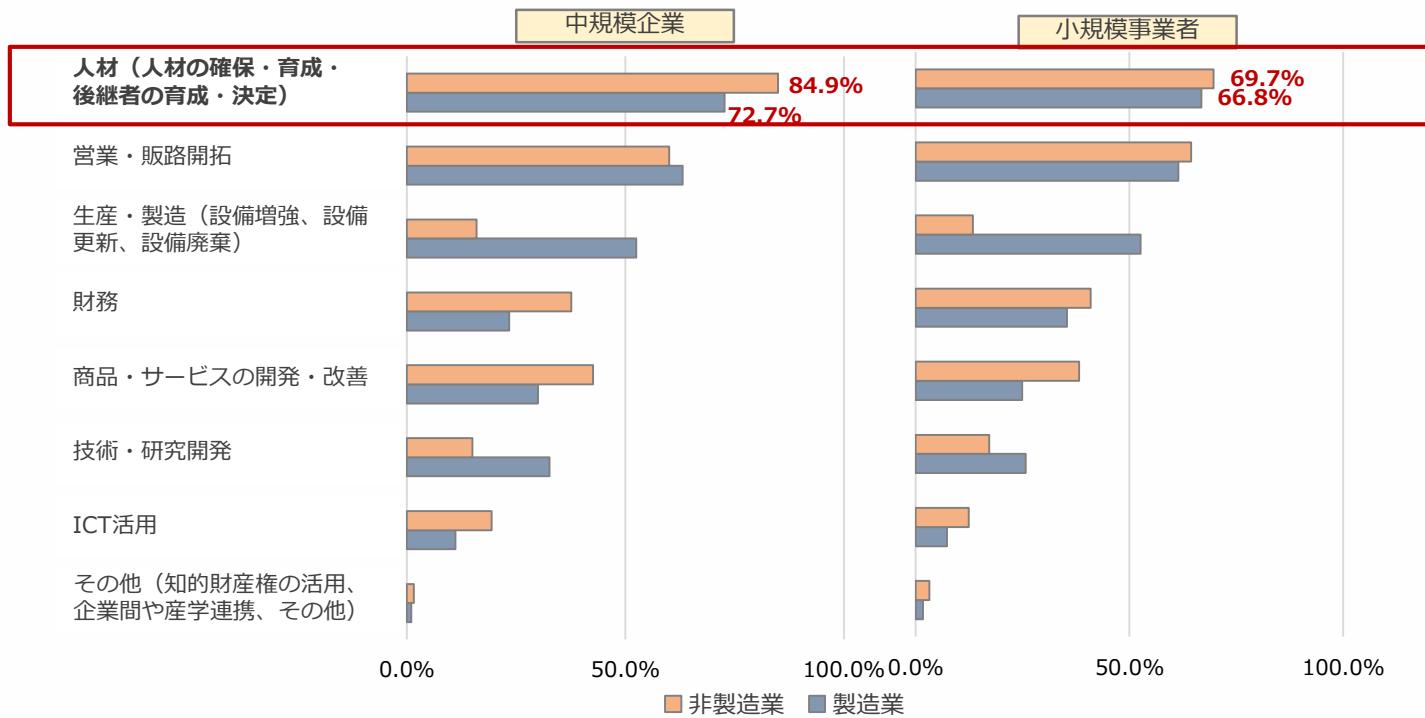
## 長期障害所得補償特約のご案内

### 人材確保にお悩みはありませんか？

近年、少子化にともなう労働力人口の減少や、雇用形態の多様化など産業人材を取り巻く環境の変化により、多くの中小企業が人材の確保や育成を重要な経営課題と認識しています。

貴社においても人材の流出、人材を確保したのちの人材育成が課題となつてはいませんか？

重要と考える経営課題（企業規模別、業種別）



資料（株）野村総合研究所「中小企業の経営課題と公的支援ニーズに関するアンケート」

出典：2020年度版小規模企業白書 | 中小企業庁HP



従業員のみなさんが安心して働き続けることができるよう、**福利厚生を充実させることで、従業員の採用・定着や事業活動の安定にもつながります！**

**長期障害所得補償特約を福利厚生の充実にお役立てください！**

**長期障害所得補償特約**は役員や従業員の方がケガや病気で働けなくなったときの所得を1ヶ月あたり**最高15万円、最長2年間**を限度に補償します！



- POINT 1** 売上高方式の一括加入のため、**加入者管理**や健康状態の**告知は不要**！
- POINT 2** 新型コロナウイルスなどの感染症によるホテル・自宅での療養となつた場合も**補償対象**！
- POINT 3** 法人が契約者の場合、**保険料は全額損金扱い**！  
※実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

補償内容の詳細は裏面をご覧ください

## 補償の内容

日本国内または国外において身体障害（ケガおよび疾病）を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害<sup>(注1)</sup>が開始した場合、特約の免責期間を超えた就業障害期間に対して、特約のてん補期間<sup>(注2)</sup>を限度に、就業障害期間1か月あたりご契約の保険金額をお支払いします。

(注1) 被保険者が身体障害（ケガおよび疾病）を被り、次のいずれかの事由により身体障害（ケガおよび疾病）を被った時に就いていた記名被保険者の業務に全く従事できない状態をいいます。

①その身体障害（ケガおよび疾病）の治療のため、入院していること。

②①以外で、その身体障害（ケガおよび疾病）に対して、医師の治療を受けていること。

(注2) 特約の免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載のてん補期間内における被保険者の就業障害の日数をいいます。

### 選択可能な保険金額（就業障害期間 1か月あたり）

5万円     10万円     15万円

### 選択可能な免責期間

30日     60日     90日

### 選択可能なてん補期間

1年     2年

## 補償の対象となる方（被保険者）



- ・個人事業主
- ・貴社の正規従業員
- ・貴社の常勤<sup>(注)</sup>の役員
- ・貴社の常勤<sup>(注)</sup>の臨時雇従業員
- ・貴社の常勤<sup>(注)</sup>の臨時雇従業員

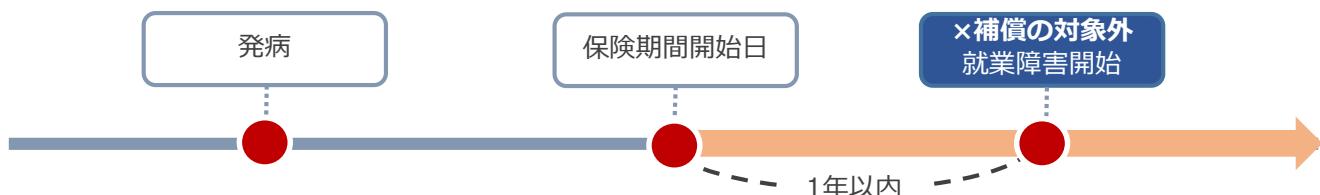
※ただし、保険期間の開始日時点で満15歳以上、満74歳以下である方に限ります。

(注) 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

## 始期前発病の注意点

就業障害の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始日またはこの契約の被保険者となった時より前である場合は、保険金のお支払いの対象になりません。

※ただし初年度契約の保険期間の開始日またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金を支払います。



## 保険金をお支払いできない主な場合

- ・契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ・保険金受取人の故意または重大な過失
- ・被保険者の自殺行為による就業障害
- ・犯罪または闘争行為による就業障害
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等による就業障害
- ・戦争、革命、政権奪取、内乱、暴動等による就業障害
- ・核燃料物質等による就業障害
- ・放射線照射または汚染による就業障害
- ・医学的他覚所見のない就業障害
- ・無免許運転、酒気帯び運転による就業障害
- ・知的障害、人格障害、アルコール依存などによる就業障害
- ・妊娠出産等による就業障害
- ・他覚的症状のない感染による就業障害

など

※業務を原因とする疾病については、基本補償である傷害ユニットと本特約の両方から保険金が支払われる場合があります。

●このちらしは概要を説明したもので、詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

お問い合わせ先



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先>

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。